○内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、財務省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第三号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年政令第二百六十号）第一項及び第四条第三項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を別表に掲げる業種に該当する業種と定め、平成二十九年十月一日から適用する。

平成二十九年七月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣臨時代理
国務大臣　鶴保　庸介
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

総理府、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、令第一号）第三条建設省

別表

一　次に掲げる物の大分類E―製造業

イ　武器又は武器の使用を支援するための活動（輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。）若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ　航空機

ハ　人工衛星（地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。）、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ　原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ　イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二　前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業

三　第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウェア業

四　細分類〇五一九―その他の金属鉱業（核原料物質に係るものに限る。）

五　小分類三三一―電気業（原子力発電所を保有するものに限る。）

六　輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E―製造業

七　外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術（公知の技術であって、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。）を保有する次のイからヘまでに掲げる業種

イ　大分類E―製造業

ロ　小分類三九一―ソフトウェア業

ハ　小分類七一一―自然科学研究所

ニ　小分類七四三―機械設計業

ホ　小分類七四四―商品・非破壊検査業

ヘ　小分類七四九―その他の技術サービス業

備考　この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の分類表に従っている。

○法務省厚生労働省告示第六号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省令第三号）別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等を次のように定める。

平成二十九年七月十四日

法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第一第七号及び別表第二第八号の規定に基づき法務大臣及び厚生労働大臣が定める試験等

1　外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）別表第一第七号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める試験は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業	試験	試験実施者
空港グランドハンドリング	航空機地上支援作業	空港グランドハンドリング技能実習評価試験	ＡＮＡ成田エアポートサービス株式会社

2　規則別表第二第八号の法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める職種及び作業は、次の表に掲げるものとする。

職種	作業
空港グランドハンドリング	航空機地上支援作業

附　則

この告示は、平成二十九年十一月一日から適用する。

○外務省告示第二百五十二号

日本国政府は、平成十二年十一月十五日にニューヨークで採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の受諾書を平成二十九年七月十一日に国際連合事務総長に寄託した。

よって、同条約は、その第三十八条2の規定に従い、平成二十九年八月十日に効力を生ずる。

なお、同条約の締約国は、平成二十九年六月十五日現在、次のとおりである。

アフガニスタン・イスラム共和国、アルバニア共和国、アルジェリア民主人民共和国、アンドラ公国、アンゴラ共和国、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン共和国、アルメニア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、アゼルバイジャン共和国、バハマ国、バーレーン王国、バングラデシュ人民共和国、バルバドス、ベラルーシ共和国、ベルギー王国、ベリーズ、ベナン共和国、ボリビア多民族国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ共和国、ブラジル連邦共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ブルガリア共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カーボヴェルデ共和国、カンボジア王国、カメルーン共和国、カナダ、中央アフリカ共和国、チャド共和国、チリ共和国、中華人